

指定に関する手続きの流れ

(1) 指定の申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、「指定申請書」、「指定事業者実施計画書」、「指定要件に関する宣言書」に必要書類を添えて南相馬市へ指定の申請をします。

必要書類については、「申請書類等の一覧表」をご参照ください。

(2) 指定書の交付

指定の申請を受けた南相馬市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。指定された事業者等は指定内容について公表されます。また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

(3) 指定に係る事業の実施状況報告

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、南相馬市へ「復興推進事業に関する実施状況報告書」に、必要書類を添えて南相馬市へ事業の実施状況を報告します。指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

必要書類については、「申請書類等の一覧表」をご参照ください。

(4) 認定書の交付

事業の実施状況について報告を受けた南相馬市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

(5) 確定申告

指定事業者は、交付された「認定書」を証拠書類として、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではなく、認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。